

# コマツ教習所株式会社

# 四国センタ

〒793-0010 愛媛県西条市飯岡 3563

令和8年  
4月～3月  
令和9年

ISO45001認証取得



## 技能講習

## 特別教育

## 安全衛生教育

## eラーニング

2026年5月より一部コースにおいてeラーニングを開始!  
場所を選ばず受講できる環境をご提供いたします。

臨時開催・出張講習等(技能講習を除く)は  
ご相談ください。  
※ご要望にあわせ検討させていただきます。

PC・  
スマホ  
から

マイページで申し込みからお支払い手続きまでを  
完結できるようになりました(2026年4月から)

24時間いつでも予約・申し込みOK!  
お申し込みからお支払いまでWEBで完結!

コマツ教習所 四国センタ

検索



愛媛県東部に位置する当センタは、車両系建設機械、フォークリフトをはじめとする技能講習と各種特別教育、安全衛生教育等、様々な講習を実施しております。経験豊富な講師による親切、丁寧な指導で初めての方も安心して受講できる環境を整え、スタッフ一同皆さまをお待ちしております。



### アクセス

#### ●電車でお越しの方

JR予讃線「伊予西条駅」下車 タクシーで約10分

※駅からはタクシーをご利用ください。

#### ●車でお越しの方

松山自動車道「いよ西条インター」を降りて国道11号線を松山方面（飯岡交差点を左折）へ約3.5km（約10分）

# 受講要件等と受講費用

※すべて消費税込みの金額です。

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	キス代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	14H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■自動車免許（普通以上）を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械（整地等又は解体用）の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 <u>その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方</u> ※「従事した経験を有する方」の必要書類を下記で説明	45,800	2,200	48,000	○
			■受講要件はありません				
車両系建設機械(解体用)	5H	1日	■車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了された方	27,800	2,200	30,000	○
フォークリフト	11H	2日	■大型特殊自動車免許（カタピラ限定を除く）を有する方 ■自動車免許（普通以上）を保有し、かつ、最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、 <u>その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方</u> ※「従事した経験を有する方」の必要書類を下記で説明	24,800	2,200	27,000	-
			■自動車免許（普通以上）を有する方				
	31H	4日	■受講要件はありません	42,800	2,200	45,000	-
ショベルローダー等	11H	2日	■大型特殊自動車免許（カタピラ限定を除く）を有する方 ■自動車免許（普通以上）を保有し、かつ、最大荷重1t未満のショベルローダーの特別教育修了後、 <u>その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方</u> ※「従事した経験を有する方」の必要書類を下記で説明	32,800	2,200	35,000	○
不整地運搬車			■自動車免許（普通以上）を有する方				
高所作業車	12H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習を修了された方 ■自動車免許（普通以上）を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械（整地等又は解体用）の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 <u>その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方</u> ※「従事した経験を有する方」の必要書類を下記で説明 ■2級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定（第2～6種）合格者 ■1級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定（トラクター系以外）合格者	49,800	2,200	52,000	○
			■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方				
	14H	2日	■自動車免許（普通以上）を有する方 ■車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習を修了された方 ■フォークリフト運転技能講習を修了された方 ■ショベルローダー等運転技能講習を修了された方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了された方 ■建設機械施工管理技術検定-第2次検定合格者	46,800	2,200	49,000	○
ガス溶接	13H	2日	■受講要件はありません	24,120	880	25,000	○

※従事した経験を有する者の証明として、『特別教育修了証明』『事業主経験証明』の添付が必要です。

特別教育修了証明とは、該当機種の運転業務に従事するために必要な特別教育を受講した証明書のことと、教習機関等が教育を実施し交付した『特別教育修了証』または労働安全衛生法第38条による、事業者が実施した教育の記録を残した『特別教育実施記録』のどちらかを提出してください。

事業主経験証明とは、事業主は、受講者が該当機種の特別教育修了後にその運転業務に従事した期間の証明として別紙の事業主経験証明書欄へ記入および押印し証明することです。（事業主が受講者の場合は第三者の証明が必要です）

（証明内容）■特別教育修了日 ■業務従事期間 ■業務経験時使用機種の詳細（メーカー名・型式・機体質量または最大積載量・所有者）

# 受講要件等と受講費用

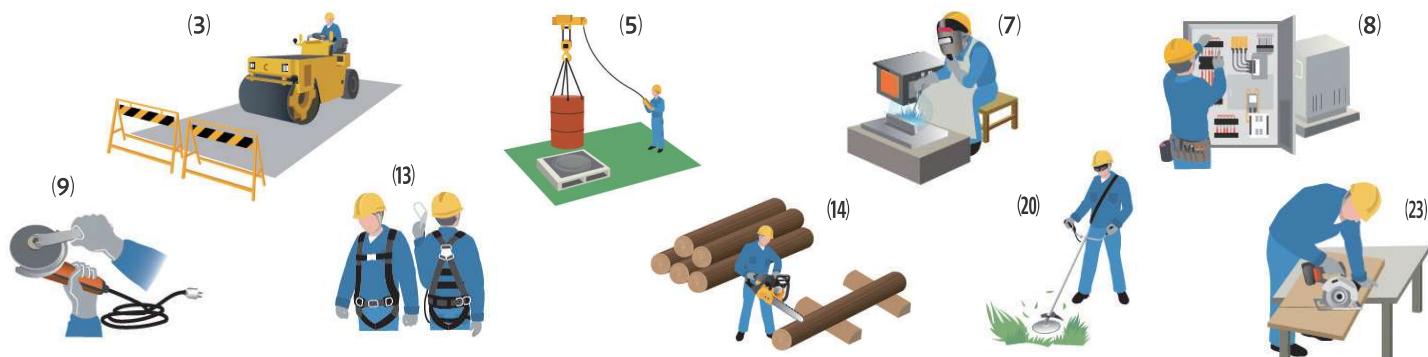
※すべて消費税込みの金額です。

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)	助成金対象
小型移動式クレーン	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	45,800	2,200	48,000	○
	20H	3日	■受講要件はありません	50,800	2,200	53,000	○
床上操作式クレーン	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	48,295	1,705	50,000	○
	20H	3日	■受講要件はありません	53,295	1,705	55,000	○
玉掛け	15H	3日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	24,800	2,200	27,000	○
	19H	3日	■受講要件はありません	29,800	2,200	32,000	○

※受講費用はテキスト含む消費税込みの金額です。

区分	No.	種類	コース	日数	講習対象	受講費用(円)	助成金対象
特別教育	(1)	小型車両系建設機械(整地等3t未満)の運転の業務	13H	2	機体質量が3t未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転業務	20,000	○
	(2)	小型車両系建設機械(解体用3t未満)の運転の業務	4H	1	機体質量が3t未満の車両系建設機械(解体用)の運転業務 ※小型車両系(整地等)修了者が対象です	17,000	○
	(3)	ローラーの運転の業務	10H	2	締固め用機械(ローラー)の運転業務	20,000	○
	(4)	フォークリフト(1t未満)の運転の業務	12H	2	最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転業務	20,000	
	(5)	クレーン(5t未満)の運転の業務	13H	2	つり上げ荷重が5t未満のクレーン(移動式クレーンを除く)の運転業務	22,000	○
	(6)	高所作業車(2~10m未満)の運転の業務	9H	2	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転業務	20,000	○
	(7)	アーク溶接等の業務	21H	3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	29,000	○
	(8)	電気取扱業務(低圧)	14H	2	交流600V以下の充電電路の敷設や修理、開閉器の操作の業務	22,000	○
	(9)	研削といしの取替え等の業務(自由研削用)	6H	1	自由研削といしの取替えまたは取替え時試運転の業務	17,000	○
	(10)	酸素欠乏・硫化水素危険作業	5.5H	1	第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	17,000	○
	(11)	粉じん作業	4.5H	1	粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務	15,000	○
	(12)	巻上げ機の運転の業務(ワインチ)	10H	2	ワインチを使う業務	20,000	○
	(13)	墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う業務	6H	1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いる業務	17,000	○
	(14)	令和2年8月改正 伐木等の業務(チェーンソー)	18H	3	チェーンソーによる伐木等の業務	30,000	
	(15)	電気自動車等の整備の業務	7H	1	電気自動車整備 ※建設機械、電動式バッテリーフォークリフトをメインとした内容です	16,000	
	(16)	テールゲートリフターの操作の業務	6H	1	貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業	19,000	
安全衛生教育	(17)	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	14,000	○
	(18)	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	16,000	
	(19)	玉掛け業務従事者安全衛生教育	5H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	12,000	○
	(20)	刈払機取扱作業者安全衛生教育	6H	1	刈払機を使用する作業に従事される方	17,000	
	(21)	チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育	4H	1	チェーンソー以外の振動工具を使用する作業に従事される方	15,000	
	(22)	職長教育・安全衛生責任者教育	14H	2	労働者を直接指導監督する方、新たに職務につくことになった職長・安全衛生責任者	27,000	
	(23)	丸のこ等取扱作業従事者に対する安全衛生教育	4H	1	丸のこ等を取扱う作業に従事される方	15,000	
	(24)	熱中症予防労働衛生教育(管理者用)	3.5H	1	高温、又は多湿な作業場所での作業を管理される方	15,000	

## ■特別教育・安全衛生教育のご案内



《講習日程表 2026年度(2026年4月～2027年3月)》

■ グレーの表示：事務所休業日（再交付、電話応対等の業務はお休みさせて頂きます。）

7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木				
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用)	K				K14																											K14		
	フォークリフト	F						K38																											
	ショベルローダー等	S																																	
	小型移動式クレーン	L			L16・20																L16・20										L16・20				
	不整地運搬車	U																																	
	高所作業車	H		H12・14																	H12・14											H12・14			
	床上操作式クレーン	Y																																	
	玉掛け	T	T15・19																																
	ガス溶接	G																																G13	
	車両系建設機械(解体用)	B																																B5	
特別教育		ローラー																																小型建機(整地)	
安全衛生教育																																		高所(10m未満)	



※最少開催人数に満たない場合は中止することがありますのでご了承ください。

※講習日程は都合により変更する場合がありますので、HPIにて最新情報をご確認ください。

## マイページで申し込みからお支払い手続きまでを完結できるようになりました(2026年4月から)

## ■講習予約から資格取得までの流れ

## 受講コースと日程を選ぶ

- ホームページからPC・スマホで24時間予約可能  
 「機械・目的」「講習名」「センタ・日程一覧」から選択  
 ●保有資格や業務経験によりコース(時間・料金)が異なる場合があるので受講要件をご確認ください。  
 ●一回の操作で1~10名までの予約が可能です。



コマツ教習所 四国センタ

検索



マイページで申し込み完結！ここからの手順が新しくなりました！

## 申し込み

- ホームページでアドレス等入力後、ログイン情報をお送りするので、**マイページにログインして6日以内に申し込み**を行ってください。  
 ●ホームページのマイページから必要事項入力、必要書類のアップロードをお願いします。  
 ※メール転送により受講者が書類アップロードする事もできます。  
 ①受講者情報入力(住所・生年月日・電話番号・メールアドレス)  
 ②顔写真(修了証作成に使用します) ③本人確認書類 ④免除証明書類  
 (②③④は写真またはファイル形式で添付。予約者・受講者のどちらからでも入力できます)  
 ※従来の紙の申込書は提出不要です。

## 受講費用のお支払い

- マイページから受講料を請求します。**請求後、7日以内に支払い**をお願いします。  
 ●**期限内に支払いがない場合、キャンセル**になりますのでご注意ください。  
 ●支払いはクレジットカード、ペイジー(ネットバンキング・ATM)がご利用できます。  
 ●請求書が予約管理サイトからダウンロードできます。

## 受講票の受け取り

- 入金確認後、予約者・受講者へ受講票をメールで送付**いたします。  
 ●領収書は予約管理サイトからダウンロードできます。

## 受講初日

- 持ち物・時間割・アクセスは受講票記載の二次元コードからご確認ください。  
 ●**8時00分までにご来所ください。**(開場:7時40分)  
 ※時間厳守でお願いします。  
 ●受講開始後の遅刻・早退・欠席は欠格となり受講費用の返金はいたしません。

## 実技時の服装等について

- できるだけ動きやすく作業に適した服を着用し、安全靴か運動靴を履いてください。(ランニング・半ズボン・スカート・サンダル等は禁止です)  
 ●ヘルメットをお持ちの方はご持参ください。お持ちでない方はお貸します。



## 修了証交付

- 規定の講習時間を受け講し、試験に合格すると修了証が即日交付されます。

## ■eラーニングのご案内

2026年5月より一部コースにおいてeラーニングを開始！場所を選ばず受講できる環境をご提供いたします。

■臨時開催・出張講習等(技能講習を除く)はご相談ください。※ご要望にあわせ検討させていただきます。



## 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)制度のご案内

建設業に携わる中小企業の事業主が従業員の技能向上等のために技能実習を受講させた場合、経費や賃金の一部が助成されます。

## 《対象となる事業主》

詳細は労働局またはハローワークへお尋ねください

- ◆資本金3億円以下または従業員数300人以下
- ◆雇用保険料率が「建設の事業」の適用を受ける建設事業主
- ◆雇用管理責任者を選任していること
- ◆雇用する建設労働者(雇用保険被保険者)に、有給で受講させる場合  
 (所定労働時間外や休日に受講させた場合は、労働基準法に定める割増賃金を支払う、または振替休日を与える等する場合)

令和7年10月時点

建設労働者技能実習コース	経費助成	賃金助成
雇用保険被保険者数 20人以下の中小建設事業主	受講料の75%	一人あたり 日額8,550円
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	35歳未満 受講料の70% 35歳以上 受講料の45%	一人あたり 日額7,600円
中小以外の建設事業主 女性建設労働者	受講料の60%	なし